

岡谷市立小・中学校管理規則（昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市立小・中学校管理規則 昭和38年9月10日 教育委員会規則第3号</p> <p><u>新設</u> (学校評議員) 第20条の<u>3</u> 学校に学校評議員を置く。 2 前項の学校評議員に関し、必要な事項は、別に定める。 (学校評価) 第20条の<u>4</u> 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第66条及び第67条の規定による学校評価を行った場合は、速やかにその結果を教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>○岡谷市立小・中学校管理規則 昭和38年9月10日 教育委員会規則第3号 <u>(学校運営協議会)</u> <u>第20条の3 学校に学校運営協議会を置くことができる。</u> <u>2 前項の学校運営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。</u> (学校評議員) 第20条の<u>4</u> 学校に学校評議員を置く。<u>ただし、前条の規定による学校運営協議会を置く場合は、この限りでない。</u> 2 前項の学校評議員に関し、必要な事項は、別に定める。 (学校評価) 第20条の<u>5</u> 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第66条及び第67条の規定による学校評価を行った場合は、速やかにその結果を教育委員会に報告するものとする。</p>